

富士見市特別職報酬等審議会会議録

開催日	平成25年8月7日(水) 午後1時00分～午後2時00分
開催場所	富士見市役所1階 全員協議会室
次第	1 開会 2 審議会委員委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 委員紹介 5 会長選出 6 会長あいさつ 7 審議 諮問事項 市長、副市長及び教育長の給料の額について 8 閉会
出席者	会長 新井 幸雄 (南畑地区) 委員 森田 重雄 (JAいるま野水谷支店長) 委員 藤山 一穂 (みずほ銀行鶴瀬支店長) 委員 小木曾正勝 (富士見医師会長) 委員 川添 生治 (鶴瀬地区) 委員 清水 実 (水谷地区)
欠席者	委員 大久保義海 (富士見市商工会長) 委員 田中 明 (JAいるま野鶴瀬支店長) 委員 佐藤 輝武 (埼玉りそな銀行鶴瀬支店長) 委員 松本伸一郎 (鶴瀬地区)
傍聴者	なし
配布資料	資料1 今回の地方公務員給与削減に係る経緯 資料2 特別職の給料月額改正の推移 資料3 一般職の給与減額措置の取り組み内容 資料4 諮問(写) 資料5 県内市の特別職の給料減額措置の実施状況 資料6 特別職給料減額措置による影響額

- 1 開会
- 2 審議会委員委嘱状交付
 ≪市長から各委員に委嘱状を交付≫
- 3 市長あいさつ
 ≪省略≫
 ≪市長退室≫
- 4 委員紹介
- 5 会長選出
 委員からの推薦がなかったことから、事務局から新井委員を推薦したところ、本人及び各委員の了承を得た。
- 6 会長あいさつ
 ≪省略≫
- 7 審議
 ≪市長から新井会長に対して、富士見市特別職報酬等審議会への諮問書を提出≫

市長、副市長及び教育長の給料の額について（諮問）

富士見市特別職報酬等審議会条例（昭和42年条例第3号）第2条の規定により、別紙のとおり、市長、副市長及び教育長の給料の額について、貴審議会の意見を求めます。

別紙

市長、副市長及び教育長の給料の額について

	【改定後（案）】	【現 行】	【引下率】
市 長	550,133円	609,700円	(△9.77%)
副市長	534,884円	592,800円	(△9.77%)
教育長	526,899円	583,950円	(△9.77%)

※現行・改正後（案）共に独自減額（市長30%・副市長20%・教育長15%）後の額となっています。

会 長 審議の進め方につきましては、事務局よりお手元の資料に基づき説明を求め、各委員からご意見をいただきながら、方向性を検討する形式にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《了承》

会 長 事務局から資料の内容説明をお願いします。

《事務局による説明》

会 長 事務局から説明を受けました。これに関しまして、ご意見やご質問等はございますか。

委 員 減額というのは、一時的に行うものなのか、それとも恒久的に行うものなのですか。

事 務 局 国からは、今年度限り（平成26年3月まで）の時限措置ということで要請が来ております。一般職員も同様の取扱いとなっております。

委 員 今まで市長は30%の独自減額を行っており、新たに3月までの特例措置を実施するというのが今回の趣旨であると思います。30%の独自減額というのは、いつか回復するものなのですか。

事 務 局 30%の独自減額というのは、現市長のマニフェストによるもので、在任中はそのまま減額を続ける考えであると思われま

委 員 もし市長が独自減額を終了したいという考えになった場合は、今回のように特別職報酬等審議会（以下「審議会」とする）を開催するのですか。

事 務 局 人事院勧告等の外的要因により特別職の給料改正を行う場合には、審議会にお諮りすることとなっております。しかし、現在実施している30%の減額については独自のものであることから、審議会を開催せずに市議会に諮っているところですので。そのため、これを回復する場合にも、審議会を開催せずに市議会に諮ることが一般的であると思われま

委 員 減額により削減した予算はどのように運用するのですか。

事務局 今回は地方交付税が減額されてしまうことから、各市減額措置を実施または実施に向けた交渉を行っているところです。本市の交付税は、当初予算と比較しておよそ3千8百万の減額となっています。しかし、これは、本来であれば、本市の地方交付税の社会保障費などの基準財政需要額が増加していることから、相当する交付税が多く交付されるべきところが、人件費の削減に相当すると思われる基準財政需要額が減額されたことにより相殺された結果、およそ3千8百万の減額となったと想定されます。今回人件費を削減することで現段階の交渉内容で1億5千万程度の減額が生じることとなりますが、今後、その財源は、その他の行政需要に対し充当することになります。

委員 **国家公務員の減額は年間で7.8%という理解でよろしいですか。**

事務局 基本給、手当等を含めて年間で7.8%の減額ということになります。

委員 **公務員も大変だなという印象を受けました。人件費を1億5千万減らすということですが、地方交付税の減額は3千万程という事なので、そんなに減らさなくてもいいのではないですか。**

事務局 先程申し上げましたように、例えば生活保護費の交付税の基準財政需要額が、昨年度に比べ5千万円程増えており、その他後期高齢部門等を含めた社会保障費全体でいうと3億円程需要額が増えているところです。本来これらの額が交付税として交付されるべきところですが、人件費削減分と相殺され、結果として交付された額が当初予算よりおよそ3千8百万の減額となっていることから、人件費相当分として減らされた交付税相当額は減額をしなければならないと考えています。

委員 **今回一般職と特別職の給与減額を実施するとのことですが、議員の報酬はどのように考えているのですか。平成22年に一般職と特別職の給与を減額したときには議員の報酬は減額していないようです。今回議員の報酬はどのようになるのでしょうか。**

事務局 議員報酬については議員の判断となっており、執行部からは何も申し上げることができません。議会の判断に任せたいと思います。

会 長 委員の皆様のご意見等を踏まえ、審議会としての答申を検討したいと思います。具体的な金額についてですが、諮問書で示された金額を答申の基本としたいと考えますが、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

《挙手全員》

会 長 また、期末手当の減額率等についても、事務局より提示された資料を参考とした金額が望ましいと考えますが、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

《挙手全員》

会 長 挙手全員ですので、答申案といたしまして、市長、副市長及び教育長とともに、給料の額につきましては9.77%の減額を行い、併せて期末手当につきましては9%の減額をすることが望ましいと考えますが、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

《挙手全員》

会 長 挙手全員ですので、この案で答申をまとめたいと思います。それでは、具体的な答申案を検討しますが、その前に10分程度休憩したいと思います。

《休憩》

《再開》

会 長 再開します。皆様のお手元に、休憩前にまとめさせていただいた審議内容をもとに、答申案をご提示させていただきました。事務局から答申書（案）を朗読させます。

《事務局朗読》

答 申 書 (案)

平成25年8月7日付けで富士見市特別職報酬等審議会に諮問のあった市長、副市長及び教育長の給料の額については、厳正、公平な立場に立って慎重に検討し審議を重ねた結果、諮問のとおり減額し改定することが適当と認めるものである。

1 市長、副市長及び教育長の給料の額

		(改定額)	(引下額)	(引下率)
市長	月額	550,133円	59,567円	9.77%
副市長	月額	534,884円	57,916円	9.77%
教育長	月額	526,899円	57,051円	9.77%

2 実施時期

6か月間（平成25年10月1日～平成26年3月31日）

その他の意見

一般職の手当が減額となる状況を勘案し、市長、副市長及び教育長においても、期末手当の支給減額割合を100分の9とし、地域手当の減額方法については、一般職の部長級と同等とすることが望ましい。

会 長 審議会として別紙案の通りの答申とすることに賛成の委員は、挙手をもってご承認いただければと思います。

《挙手全員》

会 長 挙手全員ですので、別紙案どおりの答申をすることに決しました。ありがとうございました。皆様のご協力をいただきまして、滞りなく審議を進めることができました。ここで、進行を事務局に戻します。

8 閉会